

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月から51年7月まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていた。当時の夫がA市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所の職員が集金に来ていたのに、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、申立期間経過後の昭和54年8月下旬ごろ申立人の夫と連番で払い出されており、申立人及び夫は52年7月以降の国民年金保険料が納付済みとなっていることから、加入手続を行った時点（払出時期から昭和54年8月と推認）で過年度納付が可能な期間の保険料を納付した状況がうかがえる。

また、申立期間は任意加入期間であることから、制度上、加入手続を行った時点から遡^{さかのぼ}って資格取得できず、保険料を納付できない期間であり、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間当時、現在の手帳より少し小型の国民年金手帳の交付を受け、A市からB町へ引っ越した際、この手帳を処分したとしているが、当時の国民年金手帳は、現在の手帳と同じサイズであることから、申立人は別種の手帳と勘違いしているものと推認できる。

加えて、申立期間の前後に居住していたB町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、申立期間の加入記録及び納付記録を確認する

こともできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
② 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 2 月ごろまで
③ 昭和 45 年 2 月ごろから同年 3 月ごろまで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間①についてはA社で、申立期間②についてはB社で、申立期間③についてはC荘で、それぞれ客室係として勤務しており、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間①の一部を含む昭和 42 年 8 月から 44 年 10 月末までの期間、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録、申立人が保有する厚生年金保険被保険者証の記録とも、申立人が初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは昭和 43 年 4 月 1 日となっており、申立期間における加入記録は無い。

また、申立事業所における厚生年金保険への加入の取扱いについて、当時の経理担当者に照会したところ、「従業員のはほとんどは、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に同時加入させていた。」と供述しているが、3人の同僚の同意を得て、これら3人の雇用保険の加入記録を確認したところ、このうち2人は申立人と同様に、雇用保険の資格取得後、半年以上経過した後厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このことから、申立事業所においては、必ずしも厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、同社は既に解散し、事業主は死亡しているほか、当時の同僚からも保険料控除の事実をうかがわせる具体的な供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人は、A社から引き抜かれてB社に勤務していたとしているが、B社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も、当時の人事記録、賃金台帳等の資料は無いとしていることから、これらの資料によっては、申立期間における申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた同僚及び社会保険庁の記録から、申立期間当時、同社での厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員に照会したところ、申立人が同社で勤務していたことは記憶しているものの、具体的な勤務期間については不明としているほか、保険料控除の事実をうかがわせる具体的な供述を得ることもできなかった。

さらに、社会保険庁の保管する申立期間に係る同社の被保険者原票を確認したが、申立人の記録は無い上、整理番号にも欠番は無い。

申立期間③について、申立人は、C荘に勤務していたとしているが、社会保険事務所の記録によると、申立事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、同社の事業主や同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から、申立期間③における申立人の勤務の実態や当時の厚生年金保険料控除の事実を確認できる供述を得ることもできない。

以上のことに加えて、申立人は、申立期間①、②及び③に係る給与明細書等の厚生年金保険料の控除の事実を示す関係資料を所持しておらず、ほかに厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。